

第69回小金井桜まつり  
ボランティア  
スタッフを募集

時 3月25日(土)、26日(日)  
午前9時～午後7時30分(26日は6時まで) ※半日交代。  
時間は応相談。謝礼・軽食付き

内 縁日コーナー(わたあめ・スーパースポーツ等)のスタッフ  
対 おおむね20～70歳の方  
定 20人程度  
他 詳細は別途連絡します

申 3月10日までに、Eメールで「桜まつりボランティア希望」・住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、観光まちおこし協会(☎042-316-3998) info@koganei-kanko.jp)へ

軽自動車等の廃車・名義変更は3月中に

原動機付自転車を含む軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に課税されます。

廃棄処分や他人に譲るなどし、廃車や名義変更の届け出をしていない方は、早めに手続きをしてください。手続きをしないと、引き続き所有者として課税されますので、ご注意ください。

▽原動機付自転車(125cc以下) 市市民税課諸係(☎042-387-9820)▽軽二輪等 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所(☎050-5540-2033)▽軽四輪等 軽自動車検査協会多摩支所(☎050-5540-3104)

4月より一部金融機関での市税等の取り扱いが変更となります

「市税等の納付書取り扱い終了」  
左記の金融機関窓口で、納付書での市税等の納付ができなくなります。

取扱終了項目	金融機関
①市・都民税、法人市民税、たばこ税、国民健康保険税 ②後期高齢者医療保険料 ③介護保険料	三井住友銀行 三井住友信託銀行
①市・都民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、たばこ税、国民健康保険税 ②後期高齢者医療保険料 ③介護保険料	三菱UFJ信託銀行

①納税課管理係(☎042-387-9825) ②保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834) ③介護福祉課介護保険係(☎042-387-9921)  
「4月より市税等口座振替納付の取り扱い終了」  
金融機関 三井住友信託銀行  
市税および国民健康保険税 納税課管理係(☎042-387-9825)、後期高齢者医療保険料 保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)、介護保険料 介護福祉課介護保険係(☎042-387-9921)  
◇ 共通 ◇  
他 詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料

納め忘れはありませんか

各種税金・保険料は、さまざまなサービスを提供するための大切な財源です。納め忘れがありましたら、至急、納付をお願いします。納期限内に納めることが困難な方は、ご相談ください。  
納付書の再発行、年金天引きから口座振替への変更手続等、詳しくは、お問い合わせください。

市税

納税課納税係(☎042-387-9823)

国民健康保険税

課税内容について 保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9832)▽納付について 納税課納税係(☎042-387-9823)

後期高齢者医療保険料

保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)

介護保険料

介護福祉課介護保険係(☎042-387-9921)

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を滞納すると…

納期限経過後は、納期限



国民年金保険料

国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳未満のすべての人(厚生年金・共済組合加入者を除く)が加入し、保険料を納め、支え合う制度です。  
納め忘れがあると、老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなる場合があります。  
市保険年金課国民年金係(☎042-387-9844)、立川年金事務所(☎042-523-0352)

高額医療・高額介護合算制度  
医療費・介護費の自己負担を軽減

医療費が高額になった場合は、各医療保険から月額の限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。また、介護サービス費用が高額になった場合は、介護保険から月額の限度額を超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。

自己負担額をさらに軽減するために、同じ世帯で1年間(8月～翌年7月)の各月に支払った医療保険・介護保険の自己負担額(高額療養費、高額介護サービス費の支給対象分を除いた金額)の合計が年額の基準額(下表)を超える場合に、超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費等」として支給しています。

今回の支給対象期間(令和3年8月～4年7月)に支給対象となる被保険者の方がいる世帯に、3月中に申請書を送付します。

支給時期は、5月以降となります。  
他▷同じ世帯でも、国民健康保険・職場の医療保険・後期高齢者医療保険では、それぞれ別に自己負担額を計算します▷申請の受付窓口は、令和4年7月31日時点で加入していた医療保険となります

問 保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9833)、保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)、介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

70歳未満の方

所得区分(※1)	医療保険(70歳未満)と介護保険の合算
ア 901万円超	212万円
イ 600万円超～901万円以下	141万円
ウ 210万円超～600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円

※1 国民健康保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

70歳以上の方

所得区分(※2)		医療保険(70～74歳)と介護保険の合算	後期高齢者医療保険(75歳以上)と介護保険の合算
現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円	67万円
一般(課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下)(※3)		56万円	56万円
区分Ⅱ(住民税非課税)		31万円	31万円
区分Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下)		19万円	19万円

※2 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください  
※3 後期高齢者医療保険加入者は、一部条件が異なりますのでお問い合わせください